

令和8年度第1回松戸市地域福祉計画推進委員会議事録

日 時 令和8年8月31日（月）14時～15時30分

場 所 松戸市役所 7階 大会議室

出席者	川越 正平	委員長	小川 早苗	副委員長
-----	-------	-----	-------	------

	大野 地平	委員	梶原 栄治	委員
--	-------	----	-------	----

	町山 雅則	委員	藤田 真人	委員
--	-------	----	-------	----

	齊藤 奈津子	委員	菊田 陽子	委員
--	--------	----	-------	----

	高橋 清	委員	靄岡 幸枝	委員
--	------	----	-------	----

	室園 慶介	委員	石田 尚美	委員
--	-------	----	-------	----

	渡来 隆雄	委員	鈴木 英男	委員
--	-------	----	-------	----

欠席者	国府 雅子	委員	佐藤 純子	委員
-----	-------	----	-------	----

	中村 朋恵	委員	山本 政好	委員
--	-------	----	-------	----

傍聴者	0名
-----	----

配布資料	<別紙【資料1】～【資料5】>を参照
------	--------------------

◇開 会

同会

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより令和8年度第1回松戸市地域福祉計画推進委員会を開催いたします。

◇福祉長寿部長あいさつ

同会

まず、福祉長寿部長よりご挨拶を申し上げます。

【福祉長寿部長挨拶】

◇会議成立要件等

同会

それでは議事に進む前に、簡単にご説明事項を申し上げます。

本日の会議は、1時間30分程度を予定しており、終了は15時30分ごろを見込んでおります。

委員会と議事録の公開ですが、当委員会は公開となっており、議事録は市の行政資料センターやホームページで閲覧できるようになっております。

議事録につきましては、発言内容を要約して記載し、発言者は個人名ではなく「委員」と記載のうえ、公開しておりますので、あらかじめご承知おきください。

次に本委員会の成立要件についてご報告申し上げます。

本日の委員会の出席は18名中14名で過半数を超えておりますので、条例第7条第2項の規定により、委員会としての成立要件を満たしております。

◇議 事

同会

それでは、これ以降の議事進行については、条例第7条第1項の規定により、委員長をお願いしたいと思います。では委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは本委員会を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の傍聴についてですけれども、傍聴の希望者はいらっしゃらないとのこと

ですので、議事に移りたいと思います。

まず議事（１）「令和７年度行政の進捗状況調査結果報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議事（１）に入り、現行の計画体系に基づく各関連事業にかかる令和７年度
の取組状況及び達成状況について、各担当課の自己評価結果を「資料１ 行政の進捗状
況調査結果報告について」にて説明いたします。

本調査は、第２次地域福祉計画期間の平成２５年度から毎年、各担当課に進捗状況の
評価を要請し、その結果を当委員会にて報告しているものです。

当該計画が理念計画としての性質が大きいため、質的評価の傾向も見受けられ、また、
計画期間全体での中間評価と年度ごとの評価がございます。

本日は、第４次計画期間中の令和７年度分の報告となります。

なお、計画の性質上、主に理念や総括的な視点での目標設定となっており、個別具体
の詳細評価は、各事業計画にて行っているところでございます。

表紙裏の目次をご覧ください。

本計画は、４つの「基本目標」で構成され、それぞれの基本目標には「取組課題」が
設定されております。本報告では、取組課題ごとに達成状況を５段階で評価しておりま
す。

Aは、令和９年度に設定した計画目標に向けて、順調に推移しているもの １００パー
セント超

Bは、概ね順調に推移しているもの ７０から９９パーセント

Cは、進捗がやや遅れているもの ４０から６９パーセント

Dは、進捗が遅れているもの １から３９パーセント

非該当は、未実施などの理由により、評価の対象外となるもの

報告書には、「関連事業」、「担当課」、「計画目標の抜粋」及び「進捗状況と成果」が
掲載されております。

本日は時間の都合上、各事業の中から「重点項目」と「推進項目」に絞って説明いた
します。

「基本目標２－自立と参加の促進－」のうち、３番「地域福祉推進のための担い手の
育成」が「重点項目」となっております。

３４ページをご覧ください。この項目に関わる５つの事業のうち、４事業がA、１事
業がB評価となっており、啓発講座を目標回数以上開催する等、全体として順調に推移
している状況となっております。

戻りまして、１ページの「基本目標１－安心して暮らせるまちづくり－」にある７番
「相談支援・情報提供の充実」について、こちらは「推進項目」に位置付けられており

ます。

17ページをご覧ください。

9つの事業中、5つがA、4つがB評価となっており、様々な情報提供、周知の方法や機会の拡充を図り、積極的に取り組んでいる段階であると認識しております。

続きまして、38ページをご覧ください。

「基本目標3－支え合い共に生きるまちづくり－」における、4番「子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止」も「推進項目」となります。

45ページにて、3つの事業すべてがA評価となっており、啓発周知の取組みに尽力し、早期対応、再発防止につながるケースが増える等、前進している項目であると考えます。

続きまして、54ページをご覧ください。

「基本目標4－福祉文化の創造－」では、3番「福祉教育の推進」が「推進項目」となっております。

該当ページは59ページになりますが、体験活動の実施回数が目標を上回り、こちらもA評価となっております。

次に、62ページのデータ編、円グラフをご覧ください。

こちらは、4つの基本目標に関連付けられている全117事業について、達成状況の評価をグラフ化したものです。

全体では、令和7年度A・B評価合わせて「94パーセント」となっております。前年度と比較しても1パーセント増と多くの事業が計画に沿って順調に取り組んでいることが伺えます。

63ページをご覧ください、令和7年度の各基本目標達成状況については、まず、「基本目標1－安心して暮らせるまちづくり－」のA・B評価の割合は92パーセントで、一定の達成状況を保っています。

64ページ「基本目標2－自立と参加の促進－」では、A・B評価割合が100パーセントと高い割合になっています。

65ページ「基本目標3－支え合い共に生きるまちづくり－」では、90パーセントと引き続き高い水準で安定した進捗が見られますが、より高い達成を目指すことができればと考えます。

66ページ「基本目標4－福祉文化の創造－」では、100パーセント、と計画目標に沿った取り組みが着実に進められています。

このように、全体的に概ね9割以上が、目標に対して堅調に進んでいる状況となっております。

以上です。

委員長

それではただいまのご説明につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

委員

順調に進捗されているということですが、既に達成している部分については目標を高くするなど、見直しをする計画はありますか。

事務局

こちらは各担当課にて定めている目標となり、次期計画では各事業項目も見直しておきます。その際に目標も併せて更新するため、各担当課と協議してまいります。

委員長

確認ですが、5か年分の目標を定めているのでしょうか。

また、A～Dというように評価していると思いますが、進捗状況の数字はどのように見ていけばよいのでしょうか。

例えば、現在100という状況の事業を、次期5か年で150にするという目標を立てたとします。その場合の分母は150にして全体をみて評価していくのでしょうか。それとも50を分母にして、どれだけ伸びたのかをみるのが良いのでしょうか。

事務局

各課の事業によって、年度ごとに目標値を定めている項目もありますし、最終目標値だけが、設定されているものもありまして、課によってバラバラとなっております。5年後の目標があった際も、その時点の伸びをみているのではなく、最終目標に対して、その年度がどうであったという部分を評価していると思われます。

委員長

先ほどの例で申し上げますと、150を分母にして、その進捗が60パーセントですとか、70パーセントであったなどの様に評価していくものと考えればよいのでしょうか。

事務局

課に評価をお任せしてしまっている部分がございますので、委員長がおっしゃられた様に考えている課もあります。事務局として、評価の部分について項目ごとの把握はしていない状況になります。

委員長

事業によっては同じことが毎年続けられるという事も意味があると思います。伸ばしたい事業については、実際にどれだけ伸ばせているのかという評価指標が良いのではな

いかと思いますし、維持が目的なのであれば、維持ができているというのも良いと思います。数字では評価ができない質的な事項もあると思います。この辺りは、今後整理していければよいのではないかと思います。

A～Dという評価基準はあるのですが、松戸市として伸ばしたい福祉分野が、どれだけ進んだのか、それとも滞っているのか、どう強化していくのか、というのが評価をする目的だと思いますので、分かりやすさ、を改めて検討していただければと思います。

その他、ご質問はありますでしょうか。

委員

地域での防災避難行動支援の点で質問します。先日、松戸市内各地でも大雨の影響があったと思います。特に松戸駅近くのアンダーパス、五香駅近くの高架下、21世紀の森の手前のトンネルといった箇所について影響が大きかったと思います。豪雨の際には、アンダーパス等に入ってしまう前に、危険を伝えるような分かりやすい表示を市の方で検討していただければと思います。

事務局

分かる範囲でお答えさせていただきます。宮前や新松戸のアンダーパスには、豪雨による冠水時など、空気が入って、通行止めが見てすぐに分かる遮断機のようなものが設置されています。しかし、全てではなく主要なアンダーパスに設置されているものになりますので、いただいたご意見は、関係部署に共有いたします。

委員長

重要なお指摘ありがとうございます。直近であった豪雨は、松戸市の災害でしたので、この会議の本体ではありませんが、市のすべてに関係する内容になると思います。この間の豪雨は想定を超えたものだったと思いますので、こういった被害があったとか、教訓ですとか、ご要望等がありましたら承りたいと思います。

委員

新松戸に親子DE広場がありますので、その時の状況をお話しします。今年の4月から松戸市の警戒レベルが3になったら閉館するという基準はあったのですが、気象庁のレベルが4になっても松戸市からは避難指示はありませんでした。近くに坂川があり、危機を感じたため、スタッフは事前に帰らせました。今回、防災訓練の実施や自主防災組織の立ち上げがC評価になっているところが少し気になります。これは地域福祉に大変関わる部分です。レベル3で松戸市が出す避難指示は、高齢者が避難することができることというのは承知していますが、もう少し危機管理的なところから考えていただければありがたいと思いました。

事務局

市内に福祉施設は色々ありますが、通所されている時間や利用者がいる時間に、こういった災害が起こることはあります。当たり前のことではありますが、市から情報を伝達することが非常に大事だという事を改めて認識いたしました。今回の災害で、情報の伝達の仕方が分かりづらかったとか、タイミングがずれていた等、そういった課題があったのではないかと思います。まずは、危機管理部門に、福祉施設からのご意見があったことは共有させていただきます。また、親子DE広場さんとしても、担当課との協議を進めていただくのが良いと思います。

委員長

重要なご指摘ありがとうございます。

判断をいつ、誰が行うのかというのは今一度確認する必要があるのかと思います。その上で、どのように伝達されるのか。今回のように、雨の場合ですと、雨の降り初めには危険だと思っている人は少ないのではないのでしょうか。ただ、集中的に降ることで、途中から不安に思う人もいます。そういった際に、誰が判断してどう伝えるのかということだと思います。

また、介護サービスでも、障害サービスでも、何時から何時までお預かりするという事で報酬が発生しているのでないかと思います。そこで、お預かりする時間を切り上げてしまうと、報酬は変わってしまうのでしょうか。それとも市からの連絡があれば変わらないのでしょうか。事業所側としてはそこが気になってしまうかもしれません。安全が一番大事なのは決まっていると思いますが、その裁量権や決定権が現場にあるのか、それとも行政からの指示を待たないといけないのか、分かりますでしょうか。

事務局

介護保険サービスや障害福祉サービス、保育園はBCPの計画を定めることになっていると思いますので、そこは各施設で決めることになっているのではないかと推察いたします。しかし、市の委託事業で行っている施設はBCPを作るところまでは求めていなかったと思います。そうしますと委託内容によって、委託金が払われる、払われなかったり決まるのではないかと思います。

委員

今回は雨だったという事で、予測がつかなかったという点が大変だったと思います。私としての反省は、もう少し早い時期から考えておかなければならなかったのかなと思っています。雨がひどくなってしまうってから動き出すというのは難しいと思います。そういうことを考えて、担当課と協議できれば良かったと思っています。また、災害時

にそのような判断をどこがするのかと気になりました。

委員長

とても大事なことだと思います。個別の事業所ごとにBCPが定めてあるのであれば、それを前提とすると思いますが、今回の件は、行政との繋がりや、地域全体としてどうすればよいのか考えておかないと決断が難しいという事でしょうか。

委員

今回の件は親子DE広場だけでなく、地域でも発生してくるのではないかと思います。

委員長

市全体で考えないといけないような大きな話かもしれません。ただ、この地域福祉というものは全体にかかわるものですから、しかるべきところで議論し、想定外のことが起きたときにどうするのか、という考え方だけでも整っていないと、有事の際に局面的に困るという事態につながることもあるかもしれません。その他、関連の何かご発言がありましたら承ります。

委員

民生委員の地域の見守り活動も、地域差が大きくあります。今回の雨でも、多くの民生委員が自分のところは大丈夫だからと、そこまで大事にとらえていなかった部分があります。しかし、ふたを開けてみると地域によってすごく大きな被害が出ているところもありました。振り返ると、そういった災害情報をタイムリーに得られていなかったと感じています。私が把握している中では、大橋地区で水が180センチぐらい上がってきて、福祉施設においても床上浸水が生じてしまったという事です。やはり、タイムリーな情報共有と、どこがどのように動けるのか、事前にシミュレーションしておくことも大切だと思いました。特に地域の中においては、町会や各福祉事業者など、地域の方々と連携体制を整えていく必要があるのではないかと改めて感じました。

委員長

民生委員同士の緊急連絡網などはあるのでしょうか

委員

LINEグループを作って、連絡網としています。相互に報告が可能なため、タイムリーに情報共有できる方法として活用しています。

委員長

実際に発生した現場の心配事や困りごとが、早めに吸い上げられると指示命令系統も動きやすいのかもしれませんが、そういう仕組みがまだ確立していないのだと思います。是非、市全体の議論に反映させていただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員

先日、スクールソーシャルワーカーの方と話す機会がありました。福祉の相談を教頭先生が行っていたのを、スクールソーシャルワーカーの方がやったださることになったと思います。しかし、やはり認知度が低いというお話をされていました。学校の中に福祉の相談に乗ってくれる人がいるという事を、もう少し周知していただけると良いと思います。

事務局

19ページで資料1「取り組み課題7 相談支援・情報提供の充実」のスクールソーシャルワーカーやいじめ相談窓口の周知がA評価となっておりますが、そういったご意見をいただいたことは、担当課にお伝えいたします。

委員長

保護者の方がご存じないという事なのでしょうか。それとも、児童・生徒さんがご存じないという事なのでしょうか。

委員

保護者の方が知らないと思います。また、自分も民生委員をしています、スクールソーシャルワーカーのことをよくわかっていない状況です。おそらく、そこまで浸透していないのかなと感じています。

委員長

松戸市はスクールソーシャルワーカーを千葉県内でも多く配置できている市で、1人で5校ほど担当していると聞いております。せっかくですので、しっかりと周知をしていただき、活躍していただくことが良いと思います。

その他、ありますでしょうか。

では、次の議事に移りたいと思います。

議事（2）「重層的支援体制整備事業実施計画」に係る取り組み状況について、ご説明をお願いします。

地域共生課

議事（２）『重層的支援体制整備事業』に係る取り組み状況』についてご説明いたします。資料２『重層的支援体制整備事業実施計画』に係る取り組み状況』をご覧ください。

当資料は、昨年８月に開催されました「令和７年度松戸市地域福祉計画推進委員会」において「令和７年４月版」としてご報告したものを更新した「重層的支援体制整備事業実施計画」に係る取り組み状況（令和８年４月版）」でございます。

当資料３ページに記載のとおり、令和３年４月の社会福祉法改正により「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を柱として、これを一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、本市は施行年度の令和３年度から実施してきております。

社会福祉法において事業実施自治体の努力義務として示された「重層的支援体制整備事業実施計画の策定」については、当資料１ページの図にあるとおり、福祉分野の上位計画である「第４次松戸市地域福祉計画」に包含する形となりました。

その上で、実施計画については策定するだけでなく、その進捗管理や評価が重要であるため、地域福祉計画の進捗評価とは別に、「重層的支援体制整備事業実施計画策定ガイドライン」に規定される事項を整理したものが、この資料の特に５ページ以降でございます。

なお、令和９年４月１日施行の改正社会福祉法において、重層的支援体制整備事業実施計画の記載すべき事項が、より具体的に明記されたことから、今後も引き続き関係機関と協議を重ねながら、計画の内容や評価、実施体制についてもさらなる強化を図り、引続きこちらの「推進委員会」にて報告し、進捗状況の共有をさせていただく予定でございます。

今後も、地域福祉計画の理念である、地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業の推進に努めてまいります。

以上、説明いたします。

委員長

それではただいまのご説明につきまして、質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特別ございませんか。

では次に移らせていただきます。

それでは議事（３）「第５次地域福祉計画の体系図に係る意見へのご回答」について事務局からご説明お願いいたします。

事務局

それでは議事（３）「第５次地域福祉計画の体系図に係る意見へのご回答」について資料３「第５次地域福祉計画に向けての検討事項」及び資料３－１「第５次松戸市地域

福祉計画体系図（案）」を用いて説明させていただきます。

こちら以前に事前資料としてお送りさせていただいたものと、重層的支援体制に関する検討事項の部分に修正がございました。修正内容等につきましては後程ご説明させていただきます。

本検討事項は、今年の１月に行われました、令和７年度第２回地域福祉推進委員会の中で、次期福祉計画の体系図案について、委員各位よりご意見を賜り、事務局で検討を行った結果をお示しするものになります。

ご覧いただいている表の「検討事項」欄が、委員の皆様よりいただいたご意見、「検討結果」欄が事務局の回答案となります。

それでは１つ目の検討結果よりご説明いたします。検討事項１つ目「基本目標３に位置付けられている「ボランティア活動・ＮＰＯ活動への支援」は、基本目標２、３いずれにするべきか」とのご意見ですが、検討結果といたしまして、ボランティア活動は、人材育成より、地域の支え合い関係の形成を本質と考えております。就労の支援や、障害者の自立といった「自立」を軸とする基本目標２ではなく、地域の支え合いや交流・ふれあいといった「共助」を軸とした基本目標３の方がその趣旨に馴染むのではないかという結論に至りました。

次に検討事項２つ目及び３つ目につきまして、いずれも「基本目標３ 孤立させない地域づくり」における主語、主体をどうするべきか」についてご意見をいただきました。事務局といたしまして、資料３－１、体系図案の通り、地域福祉計画の中心部分である、「居場所・つながりづくり」を含む表現として、「誰もが多様なつながりを築く地域づくり」という目標を提案させていただきます。

続きまして、４つ目「現行計画における、基本目標４「福祉教育の推進」について、次期計画では「バリアフリーの推進」に内包されることとなり、福祉教育というテーマが薄れてしまうのではないか」とのご意見でございます。

事務局といたしましては、福祉教育は本計画内において、分野別に柱立てする構造から、地域社会を支える基盤・関係性の中に位置づける構造へ整理する中で、心のバリアフリー内に位置づける構造へと整理をいたしました。

よって新基本目標３－４「バリアフリーの推進」本文内において、例えば、「学校・地域における福祉教育の推進を通じて…」といった福祉教育推進についての取り組みの表現を明記することで、対応させていただければと考えております。

続いて、おもて面一番下の検討事項について、「新基本目標１－５「地域包括ケアシステムの構築」が市民目線で分かりづらい言葉遣いではないか」とのご指摘でございます。

こちらにつきましては、資料３－１の体系図案の通り、「地域包括ケアシステムの構築（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体となった体制づくり）」へ括弧書きを加える事を提案いたします。

それでは資料裏面をご覧ください。

上から2つ分の検討事項「人権という言葉が計画に見当たらない。昨今のいじめ報道も気になる為、何ができるか考えていく必要があるのではないか」とのご意見です。

事務局としては、いじめも人権の侵害など人権に関わることであると考えております。福祉計画における目標は、いずれも人権尊重の概念を前提としているものである為、いずれかの基本目標1つに特出しすることは馴染みがたく、この後、議事（4）で説明させていただく、概要文案の文章内に前提として盛り込むことで対応させていただければと考えております。

それでは冒頭に修正がある旨、説明させていただきました、最後の検討事項である下2つ、「相談支援を地域福祉の中核とし、重層的支援体制整備事業を地域福祉計画の中でより明確に位置づけるべきではないか」というご意見についてですが、事前資料では基本目標3に体系立てを行う予定でした。しかしながら、基本目標1や2にも深く関連する横断的な取り組みであることから、再度内部で検討していく事となりました。現行の計画内では、「重層的支援体制整備事業一覧」という形で、各基本目標の中に、散りばめられた重層的取り組みについて、箇条書きしておりましたが、社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業実施計画について、記載すべき事項がより具体的に明記されたことも踏まえ、関係機関等との協議を重ねながら、取り組み内容や評価、連携体制について、さらなる具体化を図っていく予定です。

以上です。

委員長

ありがとうございました。

それではただいまのご説明につきまして、質問がございましたらお願いいたします。いずれも前回のこの会議でたくさんのご意見いただきましたので、それをどのように反映させるかということを事務局の方で検討していただいた内容になります。このような、書きぶり、方針でよろしいかどうかいかがでしょうか。

委員

以前、お願いした人権の事項については、とても綺麗に入れていただいたと思います。

委員長

人権のことをたくさんご指摘いただいて、確かに一番大事なことはあるのですが、あまりにも基本理念なので、前文に入れるということで考えていただいた、ということです。

その他いかがでしょうか。

改めてこの資料3-1が次期計画体系図の案であり、骨格がこのような形と示しに

なっているわけですがけれども、概ねこの案で進めるということによろしいでしょうか。

委員

体系図に関してはおそらくこうするしかないといいますが、重層を入れ込むという事が難しい、いわゆるどこにも入ってくるもので、全て重層になってしまうところなので、これで良いと思います。そうなりますと重層をやっていますよ、ということが、地域福祉計画の中で、ピックアップされないことになってしまうので、どこかでトピックではないですが、最初のところで、重層とは何かみたいなものを、1ページぐらいで説明するようなイメージで、別立てという表現が伝わるかどうか分からないですが、少し入れておくという感じにするといいか。それを目立たせるようにこの全体の概要の説明のところに持ってくるという形にすると、なお分かりやすいかなと思ったのですがいかがでしょうか。

事務局

重層的支援体制整備事業については、現在も地域福祉計画の中では、184ページの中で、どういう事業をやっているかという事業一覧というものは現在も掲載しているところでございます。

先ほど説明しました通り、例えば取り組み内容や評価や連携体制などについてさらなる具現化を図っていったらというふうに思っておりますので、そこが決まりましたら、その都度皆様にご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員

それは確かにその通りなのですが、もっと前に持ってきて、今回の計画では、重層の内容が十分に盛り込まれていますというところを、もう少し強調して伝えるということが必要だと思うのですよね。

社会福祉法が改正となり、盛り込まなければいけない事項も多数増えたという説明はその通りで、それが今回の地域福祉計画の目玉の1つであるという所からすると、現行計画の掲載の仕方では、こういうこともやっているのかという認識で留まってしまう部分なので、今回は重層しっかりやりました、というところを、強調して打ち出すためにはもう少し前段に持ってくるような構成が必要なのかなと感じました。

おそらく感覚の問題なので、私の感覚ではその方がいいかなと思うのですが、ご検討いただければというところで。

委員長

ご専門だと思いますので、もし分かれば教えていただきたいのですが、これから全ての市町村が計画をどうするか、現在、練っているところだと思うのですが、今回松戸市

でこの重層の計画は、地域福祉計画に包含するという立て付けで準備しているわけですが、もしかすると市町村によっては別途作るようなところもあるのか。包含するにしても、再掲のような形で、本文中にもあるのだけれども、「重層とは何か」から始まり、実際の事業は個々に見てくださいというようにどこかにまとまる見せ方にしているところもあるのかなどその辺り、もしわかることがございましたら教えてください。

委員

私に関わっている自治体ですと、やはり今申し上げた通り、包含といいますか、一体にして作るような形にしており、重層とは何なのか、といったところを、前の方に持ってきて、今回の計画ではこのように決まっていますので詳細は中身を見てください、という構成になっているんですね。

自治体によっては、地域福祉計画、重層の計画というように別立てで作っている所も当然あるのですが、松戸市は包含していることを活かし、もう少し重層のことが伝わるような書きぶりにしたほうがいいのではないかとこのところですね。

重層といっても結局、それは地域福祉の相談体制の構築ということなので、先ほども申し上げた通り、体系図に盛り込むというのは難しいんですね。それこそ全て重層になってしまうので。その重層についての説明を後ろではなく、もっと前にして「今回の計画では」というところを、強調してはいかがでしょうかというご提案といいますか、私なりの感じ方になります。

委員長

事務局いかがでしょうか。

事務局

ご意見ありがとうございます。

次期計画に向けて、法改正も踏まえてどうしようかというのは正に検討しているところでございますので、委員のご意見も参考にさせていただきながら、検討して参ります。

委員長

実際に障害の計画も、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画と3つが束ねられた形になっているんですね。ですので、分かりやすくこれらを合わせたものだというように示せる方がいいかもしれないですね。ありがとうございました。

その他、この体系図案に基づいて中身を具体的に今後、作り上げていただくことになりますので、枠組みに関するご意見ありましたら今日ぜひお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

この3つの基本目標と各項目の立て方が、概ねこのような感じでよろしければ、あと

は、重点項目ですとか、推進項目という言葉の辺りは、いつ頃どうやって決めていくことになりますか。

事務局

重点項目につきましては、各事業別の計画の中でも、重点項目に掲げられているもの、ピックアップされているものについて、地域福祉計画の方でも重点項目という形で、挙げさせていただいております。

それから、委員会の中で、現在の社会情勢等から鑑み、特に重要ではないかというものについて、テーマを掲げ、意見交換をさせていただいたと思いますので、そちらについて重点項目という形にしておりますが、項目が多いのではないかとというところで絞り込んではいかがか、というご意見を、委員の皆様からいただければ、検討、絞り込みを行います。逆にこちらの方が重要ではないかというご意見があれば、それを踏まえ、次までには項目立てを確定していかなければと思います。

委員長

つまり、今この黄色く5つの項目をハイライトさせていただいておりますけれども、これが事務局案として重点項目をこの5つにしたいというような意味になるかと思えますけれども、現計画は推進という名称と重点という名称があり、その違いは何なのかという議論も少しありました。そして、対象項目の数が多すぎるとの事で、何項目ぐらいがいいのかであったり、項目を選ぶにしても、本文をこれから作る段階で、現時点でこれを固めていくのか、それとももうちょっと中身が徐々に出来上がってから、どこが本当の意味で、重点とすべきなのか。そんな議論の仕方も有り得るのかもしれませんが、どのように進めることになりそうでしょうか。

事務局

一旦、去年や一昨年で、各テーマをピックアップした時に、重要であろうと思うことを皆様にご意見いただいたり、そのテーマ自体も皆様からこういうテーマで話し合ったほうがいいのではないかとというご意見をいただいた上で、何回かピックアップした内容について、皆様のお立場からご意見をいただいたところですので、その項目を、基本的には重点という形にしたのが1つと、先ほど説明した通り、各個別計画で重点になっているものがあれば、それは重点にしようということで、こちらの提案になりますので、そのどちらかであるということがこの5項目なんですけれども、皆様からいただいたご意見については重点項目にするということで、皆様にご了解いただいた記憶でございますので、そのままにしております。

以上です。

委員長

分かりました。今までの議論を踏まえたり、項目のバランスを考えた上で現在5つ選ばれていますので、これから変えてはいけないってわけでもないでしょうけれども、議論を踏まえ、現在のところ、こうなっているということでまた中身がもう少し具体的に見えてきたところで、何かここぞというところがありましたら、もちろんご意見いただければと思います。

では、概ねこの体系図案で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

では次に移ります。

議事（４）「第５次地域福祉計画の概要文案について」事務局からご説明お願いいたします。

事務局

それでは、お手元に配付の資料４「計画の概要」についてご説明させていただきます。２ページをご覧ください。基本理念及び目指す将来像につきまして、第４次計画から変更はしておりません。

第４次計画と同様に、「みんなで築く福祉のまち～地域共生社会の実現を目指して～」を基本理念、目指す将来像を、「すべての市民が安心して住み良い地域社会」として継続しております。

一方でその説明等につきましては、現在の社会情勢や、制度改正等を踏まえた内容に構成を整理しております。

従来は地域共生社会の制度創設や、重層的支援体制整備事業の開始に至る経緯などを記載しておりましたが、第５次計画では、地域のつながりの希薄化や担い手不足、複雑化・複合化する生活課題など、現在の地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、多様な主体が連携・協働しながら、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指すことを明確に述べた形に整理しております。

国の制度改正についても平成３０年の法改正から、令和９年度施行の社会福祉法等の改正内容へ刷新し、最新の制度動向を反映しております。

また、今回の計画では、人権の視点についてご意見いただきましたので、位置付け、明確化させていただきました。

基本理念の説明において、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが互いの人権と尊厳を尊重し合い、自分らしく安心して暮らすことができる地域社会を目指す事を明記するとともに、４ページからの計画の位置付けにおいても、松戸市人権施策に関する基本方針との整合を図り、人権尊重の視点に基づいた地域福祉の推進を目指して計画を策定していることを、新たに記載しております。

５ページをご覧ください。

個別計画との関係については、最新の計画名称・計画期間へと更新するとともに、こ

れまで包含していた成年後見制度利用促進基本計画と重層的支援体制整備事業実施計画に加え、新たにご検討いただきました再犯防止推進計画についても本計画に包含することを明記しております。重層の点につきましては先ほどもご意見ありましたように継続して検討して参りたいと思います。

続いて8ページをご覧ください。

社会福祉協議会との関係についての記載を変更しております。

従来は松戸市地域福祉活動計画との関係を中心に説明しておりましたが、第5次計画では、市社協が地域福祉の担い手であることや、災害ボランティアセンターなど災害時の役割も含め、市と市社協が一体となって地域福祉を推進していくということを記載しております。

以上です。

委員長

それではただいまのご説明につきましてご質問がございましたらお願いいたします。例えばこの冒頭部分に、重層的支援体制整備事業実施計画のことが、盛り込まれたりするのもありなのでしょうか。ちなみに再犯防止推進計画は、基本目標1－8のところに出てくるといふ形になりますか。

事務局

再犯防止推進計画につきましては、現在、項目上は仮の形で計画名称を載せておりますが、このまま計画の包含ということで、計画名称のままにするか、他の取り組み課題と同じような記載にするかはちょっとまだ未定なのですが、位置付けとしては、体系図案の1－8に記載する予定です。

委員長

それはそれでいいと思うのですが、この概要文案のところは、福祉計画の位置付けというタイトルになってますのでそうするとこの中に、重層的支援体制整備事業も、成年後見制度利用促進基本計画も包含、再犯防止推進計画も包含するという形になっているという記載があってもいいのかもしれないですね。

事務局

5ページをもう一度ご覧いただけますでしょうか。5ページの下の方の図の中の水色部分に、図として記載しております。文章としてはその図のすぐ上の、下から3行目から最後のところまで記載をしております。

委員長

ここで触れてくださっているのですが、それぞれどのようなものか、といった記載はまだここにはないという感じですかね。

事務局

それが何かというのは、項目でいうところの1－7と1－8に2つの計画を項目立てしておりますけども、その中で、きちんと説明とあわせ、目標とともに定めて参りたいと思っております。

委員長

ですので、3つの計画がここに含まれていて、それぞれは1－7、1－8に書いてあります、重層については全体ににじんではいますというような書きぶりになると立て付けが分かりやすいのでしょうかね。

事務局

ご意見ありがとうございます。

確かに見やすく分かりやすい形のご意見かなと思いますので、検討させていただきます。

委員長

では内容につきましてはこんな形で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

では次に移ります。

議事(5)「アンケート結果のご報告」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは議事(5)につきまして、お手元に配付の資料5「松戸市地域福祉計画策定に関連する各市民意識調査」について、ご説明をさせていただきます。

地域福祉計画では地域福祉に関連する分野を幅広く取り扱うことから、高齢者、障害者、子ども・子育て、健康づくり、協働のまちづくりなど、各分野の計画で実施しているアンケート結果も活用しながら、地域の現状や課題等を把握しています。

本資料は、第5次地域計画における3つの基本目標のうち、重点的に取り組む課題と関連する設問を抽出し、取りまとめたものとなります。

まず、「基本目標1 安心して暮らせる仕組みづくり」についてです。

取り組み課題1－1、地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくりについては3つの設問を集計しております。

住民の中には災害時の支援に協力する意向がある一方、町会自治会など地域の組織にお

いては、具体的な支援体制の整備が十分進んでいないという状況が伺えます。

避難行動要支援者名簿について、市としては、個人情報保護への十分な配慮は前提としつつ、有事の際の共助が有効に発揮されるよう、平時から顔の見える関係づくりでの活用を推奨して参りたいと考えます。

取り組み課題１－３、健康づくりの推進についても、３つの設問を集計しており、健康づくりについては、自らできる食事や運動など日頃から健康を意識している市民が多いという一方で、心の健康については、自身のみでの解決が困難なため、当然ながら、周囲等の相談支援の充実が求められております。

続きまして、「基本目標２ 自立と参加の促進」についてです。取り組み課題２－１、就労の支援については、２つの個別課題の設問を集計しております。年代によっては就労状況や、日中の過ごし方に違いが見られることから、障害のある方の就労については、その事情や傾向から、年齢や生活状況に応じた社会参加の機会を確保していくことが重要と考えられます。

取り組み課題２－３、地域福祉推進のための担い手の育成については、７つの関連設問を集計しております。市民活動に参加していない人の中には、参加するきっかけや時間、情報などの面で、参加に繋がっていない方が一定数いることが分かります。よって、そのような情報の周知や啓発が重要であるという事が読み取れます。また、地域活動の担い手を増やしていくためには、活動への参加を呼びかけるだけでなく、参加のきっかけづくりや情報発信の工夫などが重要であると考えられます。

最後に基本目標３「支え合い共に生きるまちづくり」についてです。

取り組み課題３－２、誰もが多様なつながりを築く地域づくりについては、個別事業計画のアンケートから５つの設問を集計しております。若者の孤独感やこども食堂の利用意向などから、地域の中で人と繋がることのできる居場所が重要であり、関心が高い事が読み取れます。また、町会・自治会については、求められている活動と実際の活動状況を比較すると、「見守り活動・声かけ活動」や「居場所づくり」については、今後さらに充実が期待される分野と考察できます。

関連する調査、設問のうち、各事業計画の現在の策定状況上、集計中のデータもございます。関連項目と推察されるものをピックアップしておりますが、集計中のデータの結果については今後の公表状況を踏まえ、地域福祉計画へ反映し、その後、課題の抽出や取り組み課題等を検討していく為のデータの根拠として活用できればと考えております。

以上です。

委員長

それではただいまのご説明につきましてご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは最後に移ります。

議事（６）「その他」について事務局からご説明お願いいたします。

事務局

いろいろご意見ありがとうございました。

次回の委員会では、議事（３）の討論結果や、議事（５）のアンケート調査結果等を踏まえ、次期計画の具体的な本文について、検討、審議いただきたいと考えております。

次回の委員会の開催予定は年明け１月頃に実施予定です。その時期は市役所が仮庁舎へ移転する予定の為、会場の会議室はまだ未定の状況ですが、決まり次第事前にお伝えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長

念のため確認です。この会議、年に２回開催しておりますが、来年が策定年度ということになりますので、来年１回目の委員会開催時にはほぼ完成しているものを、ご確認いただく感じになるかと思っておりますので、今年度２回目で本文を見る流れになりますでしょうか。

事務局

現在そのような予定となっております。各関連部署への照会、文章の確認、取り組み課題を検討した上で、２回目の委員会で計画の本文等お示しさせていただきます。

来年度の第１回委員会ではほぼ中身を確定し、その後、パブリックコメント、冊子の作成というような形に繋げていくスケジュールを予定しております。

以上です。

委員長

ということは次回も、それなりの読み込みが必要になるかと思っておりますので、出来ましたら、１か月前辺り、早めにお送りいただけたら、目を通した上で、中身の議論ができるのではないかと思いますので、各課から上がってくるものを取りまとめ等、事務局の方で作業よろしくお願いいたします。

何か他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

この場で本文を読み上げるというよりは、あらかじめお目通しをいただいて、ここの文言について、もっとこのようなニュアンスを込めて欲しいというような、中身についてご意見いただけるとよろしいかと思います。

うまくスケジュールを調整し、早めに事前資料を出していただければ、なお、細かく議論するための準備がしやすいとは思いますが、いつ事前資料が上がってくるのかにもよるでしょうか。

では以上で本日の会議は終了となりますが、委員の皆様から何かご連絡等はいかがでしょうか。

それでは、本日、予定されていた議題は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

事務局

以上をもちまして、令和8年度第1回松戸市地域福祉計画推進委員会を終了いたします。